

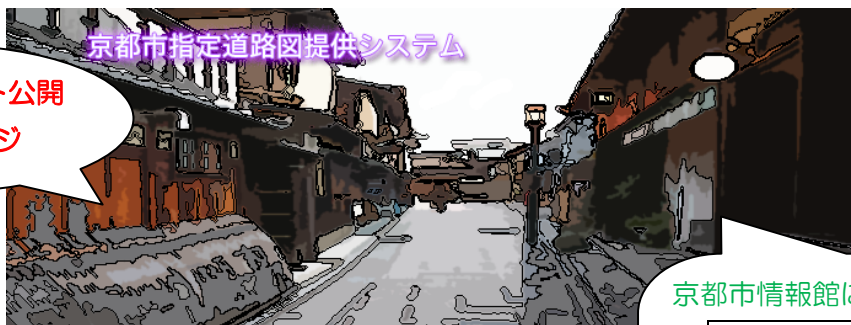
建築基準法に基づく道路情報の公開及び細街路対策の推進について

京都市では、建築基準法（以下「法」といいます。）に基づき、建築物の安心安全対策の推進に取り組んでおります。この度、その一環として、法に基づく道路情報の公開及び細街路対策の推進について、以下の2点を新たに実施することとしましたので、お知らせいたします。

1 建築基準法に基づく道路情報の公開について

(1) 指定道路図の公開について

建物を建築しようとする場合、敷地が法上の道路に接する必要があります。京都市では、都市計画局建築指導部建築指導課の窓口（市役所北庁舎2階）において、この道路についての情報提供を行っています。この度、市民の皆様にはわかりやすく発信するため、より詳しい道路情報を示した指定道路図を作成し、これまでの窓口での公開に加え、インターネット上でも公開します。



インターネット公開
トップページ

本サービスは、京都市の都市計画区域内における建築基準法上の道路図（参考図）です。次の「御利用条件」に同意の上、御利用下さい。なお、地図は2500分の1から5000分の1の縮尺で御覧いただけます。

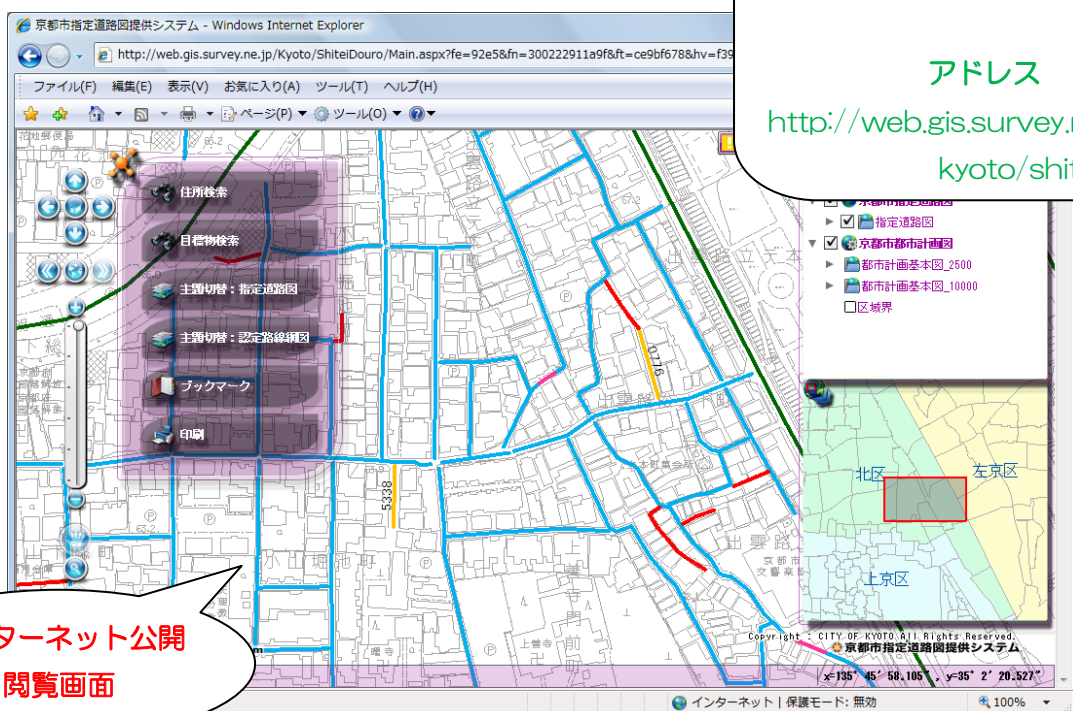
京都市情報館において、

指定道路図 サイト内検索

で、アクセスできます。

アドレス

[http://web.gis.survey.ne.jp/
kyoto/shiteidouro/](http://web.gis.survey.ne.jp/kyoto/shiteidouro/)



インターネット公開
閲覧画面

窓口で公開する指定道路図の例

都市計画局建築指導部建築指導課の窓口（市役所北庁舎2階）で公開します。

道路種別	線色	色名
42条1項1号	緑色	緑色
42条1項2号	茶色	茶色
42条1項4号	橙色	橙色
42条1項5号	黄色	黄色
42条2項又は42条1項3号	水色	水色
42条3項	青色	青色
非道路	赤色	赤色
特定通路	赤紫色	赤紫色
道路廃止	黒色	黒色

(2) 指定道路図公開に伴う特定通路制度の創設

指定道路図の作成にあたり、法上の道路には該当しないものの、市長が法上の道路と同等の安全性を有すると認める101路線について、「特定通路」として指定することとしました。

「特定通路」に接する敷地については、法上の道路に接する場合と同様の建築行為が可能となります。

(3) 公開日

平成25年5月22日（水）

2 細街路対策の推進について

平成24年7月に策定した京都市細街路対策指針に基づき、法による接道規定を満たさない以下の建築物の敷地において、老朽化した建築物を更新し、耐震性・防火性を向上させるための建替え等を誘導することを目的に、法第43条第1項ただし書許可（以下「許可」といいます。）に係る許可基準を改め、路地状敷地における建替えを認めるとともに、路地奥における建替えについての基準を設けます。

(1) 改めた内容

ア 接道長さ2m未満の路地状敷地における建替えに係る許可

法上の道路に接続する幅員1.5m以上2m未満の路地状敷地のうち、法施行（昭和25年）以前から専用住宅等が存在するものについて、建替えを許可します。

イ トンネル路地奥における建替えに係る許可

細街路の始端部がトンネル状に覆われた路地奥の敷地のうち、法施行（昭和25年）以前から建築物が存在するものについて、建替えを許可する要件を明確にします。

(2) 施行日

平成25年5月22日（水）